

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 2 月 2 8 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本調達は、気象庁所属の海洋気象観測船「凌風丸」「啓風丸」で運用している電気伝導度水温水深計用センサーほかの比較検査を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するのである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な電気伝導度水温水深計用センサー（以下、「CTD センサー」という）、航走水温塩分計用センサー（以下、「TSG センサー」という）及び海面海水連続観測総合システム（以下、「TSGFDO」という）の内部構造、動作原理及びデータ処理に係るソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 電気伝導度水温水深計用センサーほかの比較検査（単価契約）
- (2) 業務内容 米国 Sea-Bird 社製の CTD センサー、TSG センサー及び TSGFDO センサー（以下、「本センサー」という）を比較検査する。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 27 日（金）

3 業務目的

気象庁所属の海洋気象観測船「凌風丸」「啓風丸」で行う海洋観測を円滑に遂行するため、同船に設置している本センサーを比較検査し、高精度海洋観測に必要な精度の維持を図ることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 4・5・6 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- CTD センサーは、電気伝導度水温水深計船上局（データ変換部・データ処理部）に信号を送るセンサーであり、データ変換部・データ処理部との関係について、それぞれ構成する機器の動作、構造、取り扱い方法を熟知しており、センサーの性能を十全に発揮させるための技術力を有すること。
- TSG センサー及び TSGFDO センサーは、航走水温塩分計及び海面海水連続観測総合システムに組み込まれ、センサーからの信号は、船上の制御・データ処理部に送られている。センサーの較正結果をデータ処理部において収録プログラムに適用できる技術力を有すること。
- (3) 設備・システムに関する要件
- 本センサーの性能・機能仕様を理解し、本センサーを支障なく運用できるよう動作確認を実施できる設備・システムを有すること。
- (4) 守秘性に関する要件
- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
- 本センサーは米国 Sea-Bird 社製であり、海洋気象観測業務に使用するため、高い信頼性を担保する必要がある。このため、同社との技術的連携体制を明示できること。
- (6) 業務実績に関する要件
- 本センサーの測定精度を保持するために、基準器との比較検査を実施した実績を有すること。また、本センサーに故障が生じた場合、迅速に修理の手配を行った実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 安藤 美樹

電話 03-6758-3900（内線 2516）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年2月28日（金）から令和7年3月21日（金）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年3月24日（月） 17時まで （1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。